



以上が、地方税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

昭和五十五年二月二十日  
衆議院会議録第八号

## 地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提

出の趣旨説明に対する質疑 ○議長(瀧尾弘吉君) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。順次これを許します。神沢淨君。

なども恐らくそこに始まっているのではないかと思ふのであります。この点について總理の御所見を聞いておきたいと存じます。

したがつて、そのためには思い切つて行政権限を国から地方に譲つていく、地方の財政を大いに強化をするという措置を講じなければ、国民のための政治は成り立ちはしない、こう思うのであります。

しかも、いまやわが国の経済は、社会的、公共

に対する神沢淨君の質疑

府の地方自治軽視のあらわれが私はここにも存在するようと思えてならないのです。今後、政府は、地方制度調査会答申に対してもどのように取り組むつもりであるのか、その所信をはつきりと承っておきたいと存じます。(拍手)これは総理並びに自治大臣にお尋ねをいたします。

さて、次に、私は以上の見地に立って、当面の課税の適正化及び合理化について若干の問題点を指摘させて、質問いたします。

地方交付税、地方債の配分等、国、自治体間の行財政上の基本問題を協議、調整をして、地方団体にかかる国の政策決定に自治体の参加を図るために、現行地方財政制度審議会、また地方制度調査会を統合、改組をして、国、自治体の代表から成

第三には、自治体財政に占める税源の割合を五  
あります。（拍手）  
以上の点について、総理にお尋ねをいたす次第  
あります。あるいは、を創設することにあると考  
る協議機関として地方自治委員会、これは仮称で  
あります。

（○○%まで高まる）地方税制度改革に着手をすることだと思います。

の財政を確立したいと思つてゐる。そのためには、所得税の一部を地方に移譲する等々を初めとして、地方税財源の強化を図るべきであると考えますが、これは大藏大臣にお尋ねをいた

すところであります。どうかはつきりした御意見をお聞かせいただきたいと存じます。さて、次に、私はちなみにこの際、地方制度調査会についてお尋ねをしておきたいと存じます。

今回、私はたまたま地方制度調査会に席を連ねることになって認識いたしたところでありますかが、すでに昨年までに、調査会においては第十七次の答申を終えたところであります。新し、社会

経済情勢に即応した今後の地方行政制度のあり方について、たとえば税制問題等についても相当に建設的な内容が提示をされておるものと理解をいたしておりますが、むしろ問題は、政府がほとんどの実行に踏み切らないという点であります。答申の文章だけを受けて、それのみで能事足りりとしているのでは、地方制度調査会は、これは単なる季節的な行事にすぎないではないでしょうか。政

次に、固定資産税についてであります。居住用資産にかかる固定資産税については、一定規模、すなわち約二百平米くらいを妥当と考えておりますが、それまでの基礎控除ないしは免税点制度を導入いたしまして、小規模固定資産所有者の

税負担を緩和すべきではないかと考えますが、これは自治大臣にお尋ねをいたします。

次に、事業所税と事業税の問題点であります  
が、事業所税については、人口三十万以上の都市  
二ヶ、つづき、県民子弟本籍からして、二つ目付に

にかかると、課税標準のあるすべての市町村においておきまして創設できるものとして、その課税標準においても、今回の改正案で若干引き上げられておりますが、床面積にかかる定額制を改め、物価上昇に見合つてスライド制とすべきであると思ひます。また、法人事業税については、経済動向に対応して税収の安定を図るため、外形標準課税とすべきだと思ひますが、これも自治大臣にお尋ねをいたします。

は、政府がさきに意図した一般消費税導入との関連において、その実現が見送られてきたものと聞いておるところであります。が、消費税導入の構想がすでに消えたとするこの際、速やかに実現を図るべきであると考えるところであります。いままおちゅうちょしておるということは、いまだに消費税構想が消え切っていないとしているのか、その点についてははつきりとしたお答えを聞いておきたいと存じます。(拍手)

さらに、私は、地方税財源確保の見地から、地方段階においての法人課税の方についてお尋ねをいたしておきたいと存じます。

さきに政府は、五十五年度予算の編成に当たつて、当初、法人税率の引き上げを意図したようだ。聞いておりますが、財界の抵抗というか、むしろ強請に遭つて、たちまち後退を余儀なくされたと言われております。いま、厳しい財政事情に立つて地方自治体においては、地方の時代と言われる今日、八〇年代を迎えて住民のニーズに対応するために、法人税率の引き上げに大きく期待を寄せていたところであるにもかかわらず、全く裏切られて終わったこととなっております。私は、この際、地方政府の困難な財政の現状にかんがみ、政府としては、地方段階における法人課税強化の

対策を進めるべきであると思うのであります  
が、自治大臣はどのような具体的な構想をお持ちか、

御所見をお聞きいたしたいのであります。

制度の問題についてお尋ねをいたしたいと存じます。  
今日まで、国庫補助金は地方歳入中に占める割合はきわめて大きくて、地方自治体の行財政の運用を左右しておるのが現実であります。がつて全国的に画一的な行政が追求をされた時期、段階においては、あるいは一定の役割りを果たしてきましたものとされました。しかし、また反面、そのことが財政中央集権化を招き、今日においては地

方の分権・自治を阻害していることは否めない事実だと存じます。さらに、陳情政治を助長して、民主政治の根幹をささえむしばんでおるのもまた現状であると存じます。しかも、今日は、もう全国画一的行政の時代ではなく、国民の価値観の変化に従い、地域の特性に応じた地方主体の行政が強く求められている現状であります。この変化に対応するためには、國主導型から地方自主型へ、補助金行政から地方一般財源強化へと転換をしなければならないと思うのでありますし、したがって、今後においては、補助金等は極力これを整理をして、必要な財源は地方一般財源を増強することを基本として、また、補助事業について

も、できるだけ地方の自主的な運用を助成する方  
向で、補助金制度の見直しと改善を図るべきだと  
考えるのであります。その点、総理の御所見を  
承ることにして私の質問を終わります。(拍手)  
〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

主性、自律性を十分尊重しながら、地方自治の制度を定め、これを運営することに努力し、地方住

民の福祉を国と協力して向上してまいることだ。」  
国政といたしまして重点を置いて努力してまい  
る

所有でございます。  
第一は、国と地方自治体の間の行財政制度の分権化を進めることは不可欠な要務ではないかといふ御質問でございました。

うな観點に立ちまして、地方公共団体への事務の移譲、また、これに伴う財源の配分については、今後一層努力してまいりたいと思います。

第三の問題は、国、自治体間の制度改革は、一九八〇年代を分権化、自治推進の時代としてとらえて努力すべきでないかという御趣旨の御質問でございました。

八〇年代は地方の時代と言われております、仰せのようなら趣旨に従いまして、一段と分権化を進める時代にしなければならないと私も考えております。

第四の問題は、自治委員会の創設を考えるべきでないかということをございます。

神沢さんが仰せのような、国・自治体間の問題を調整いたす機関といったしましては自治省があるわけでございます。またいま、後でお触れにならざいました地方制度調査会もあるわけでございまして、私は、現在、機構上なおこれに新たなものを加える必要は感じおりませんけれども、分権化を一層進めるという意味で、自治体と既存の審議会、調査会等はそういう方向で活発に機能する必要があることを痛感いたしております。これを促進してまいりたいと考えております。

國務大臣竹下登君登摘

○国務大臣(竹下登君) お答えいたします。

まず最初の質問は、不公平税制の是正、企業課税の強化など、国の財政再建のための諸対策については、自治体財政と一体のものとして推進せよ、こういう御意見を交えた御質問であります。國の財政と地方財政とはいわば車の両輪でありまして、財政のための諸施策を講ずるに当たりましては、常に国と地方の財政を一体のものとして推進しなければならないということはお説のとおりであります。

五十五年度予算の編成に当たりましては、こうした観点から、歳出面においては徹底した経費の合理化を図りますとともに、歳入面におきましては負担の公平の確保の見地から、租税特別措置の思い切った縮減合理化を行うこととしたところであります。これによりまして、地方財政に対し多大の寄与が行われるものと考えるものであります。

第二番目は、自治体財政に占める税源の割合を五〇%に高める方策についての御質問であります。

地方財政の置かれておる状況にかんがみまして、今後、地方税においても国税におけると同様、その充実を図ることは重要な課題であると考えております。しかしながら、国と地方の財源配分のあり方につきましては、地域間の経済基盤の格差等に基づきまして税源偏在の問題、地方交付税、地方譲与税制度、国庫支出金のあり方には国、地方を通ずる事務配分の問題等、地方行財政制度全般のあり方と密接に関係する事柄でありますので、これらを総合的に勘案の上、慎重に検討していくべき課題であるものと考えております。(拍手)

○國務大臣(後藤田正晴君) 私に対する御質疑にお答えをいたしたいと思います。

第一は、国の財政危機を地方自治体財政や住民の犠牲によって打開しようとしておるではないか、この政策を改めなさい、こういう御質問でござりますが、御承知のように昭和五十年度以降、国、地方を通じて財政は非常な巨額の借入金に依存をするという著しい收支不均衡の状態にございまして、国としても最大の努力を払って、財政運営に支障を生ずることがないように地方財政の歳入欠陥の完全補てんに努めておるところでございます。

今後ともこういった点につきましては、国と地方が相協力をして、地方財政の健全化と対応力の回復に全力を挙げていく覚悟でございます。

第二番目は、地方制度調査会の答申についてどう取り組むか、こうしたことでございますが、これはただいま総理からお答えのとおりでございます。私自身も、地方制度調査会の答申を踏まえまして、地方制度の改善合理化に懸命の努力を払つつもりでございます。

第三番目の御質問は、住民税の課税最低限は生

活保護基準との調整としないで、所得税のそれに近づけるべきではないか、こういう御質疑でござりますが、住民税の課税最低限の検討に当たりましては、そのときどきの国民生活の水準、納税義務者の数、地方財政の状況並びに社会保障水準等を総合的に勘案をいたしまして額を定めておるのを総合的にあります。

この場合に、地方税の課税最低限につきましては、いわゆる地方税についての負担分任というたてまえがあるわけでございます。そういう性格があるわけでございます。そこで、所得の再配分という機能を強く持っております所徴税の課税最低限とは必ずしも同一である必要はないのではないか、かように私は考えておるような次第でございます。

しかしながら、今年度の改正におきましては、やはり低所得者の負担を軽くしなければならぬ、こういうよくなたてまえから、御案内のように、百五十八万四千円までのこの最低限の引き上げを行おうとしておるわけでございますが、これによつて標準世帯で、収入が六百五十三万円までの方は減額になるように措置をいたそうとしておることでございますので、それで御理解を賜りたいと思います。

第四番目の御質問は、固定資産税に基礎控除あるいは免税点を導入をして、小規模固定資産所有者の税負担を軽くしたらどうだ、こういう御質疑でございますが、御案内のように、基礎控除といふのは、所得に対し課する税目に採用されておるものでございまして、やはり物税につきましてなじみがたいということがあるわけでございまして、現在は、小規模固定資産の所有者に対しまして免稅点制度を設けておるところでございまして、この問題並びに一般消費

その次は、法人事業税を外形標準課税にすべきではないか、これをちゅうちょしておるのは一般消費税が完全に消えておらぬのではないか、こういう御質疑でございましたが、この事業税の外形標準課税の導入につきましては、地方税源を安定化させるという見地から、地方団体からも強い要望もございますし、私どもそれを受けて、かねてやはり適宜な見直しは必要であろう、かようになります。

いたしておるような次第でございます。

その次は、法人事業税を外形標準課税にすべきではないか、これをちゅうちょしておるのは一般消費税が完全に消えておらぬのではないか、こういう御質疑でございましたが、この事業税の外形標準課税の導入につきましては、地方税源を安定化させるという見地から、地方団体からも強い要望もございますし、私どもそれを受けて、かねてやはり適宜な見直しは必要であろう、かようになります。

第六回の御質問は、「吉井光照君」吉井光照君の御質疑でございました。

○議長(瀧尾弘吉君) 吉井光照君。

○吉井光照君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま趣旨説明のありました地方税法等の一部を改正する法律案に對し、総理並びに関係大臣に質問するものであります。

初めに、昭和五十五年度の経済運営と地方財政の関連についてお伺いいたします。

さて、いわゆる一般消費税につきましては、財政についての審議の経過等を考慮いたしますと、独立に外形標準課税を導入することにつきましては、今後の税体系全般のあり方の中で慎重に検討しなければならない、かように考えておる

税負担の水準、これは主要諸外国と比べて若干低くなつておることは事実でございますが、御承知のように、地方団体において、法人住民税であるとか事業税等につきまして一部超過課税をいたしませんけれども、法人住民税及び法人事業税の標準税率のみを引き上げることは、国、地方を通じて税源分配のあり方、今後における税体系のあり方、これらとも関連をいたしますので、五十六年度以降の問題として、わが国の経済情勢等を十分踏まえながら、今後検討してまいりたい、かように考えておるような次第でございます。

(拍手)

その次は、法人事業税を外形標準課税にすべき

ではないか、これをちゅうちょしておるのは一般

消費税が完全に消えておらぬのではないか、こう

いう御質疑でございましたが、この事業税の外

形標準課税の導入につきましては、地方税源を安

定化させるという見地から、地方団体からも強い要

望もございますし、私どもそれを受けて、かね

てやはり適宜な見直しは必要であろう、かよう

になります。

第六回の御質問は、「吉井光照君」吉井光照君の御質疑でございました。

○議長(瀧尾弘吉君) 吉井光照君。

○吉井光照君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま趣旨説明のありました地方税法等の一部を改正する法律案に對し、総理並びに関係大臣に質問するものであります。

初めに、昭和五十五年度の経済運営と地方財

政の関連についてお伺いいたします。

さて、いわゆる一般消費税につきましては、財

政についての審議の経過等を考慮いたしますと、

独立に外形標準課税を導入することにつきま

しては、今後の税体系全般のあり方の中で慎重

に検討しなければならない、かように考えておる

のでござります。

最後に、国は財界等の要請で法人税率の引き上

げを見送つたが、地方財政の現状から、地方段階

における法人課税をもう少し強化したらどうだ、

かように考えております。

第五番目は、事業所税は課税客体のある市町村

に広げる、課税標準等についても物価等などにらん

御承知のとおり、わが国の法人所得課税の実効

を図ることを大前提に、景気の持続的回復をどう

なります。

私は、地方税収を確保するためにも、物価の安定

しても図ることが必要であると考えるのであります。総理の御見解を伺いたいのであります。

ところで、国税と地方税の比率は七対三となつて、国に税源が著しく偏つておりますが、財政支出の面では逆に三対七と逆転いたしております。これは、地方自治体の事務の大半が補助事業で占められていることからも明らかかなように、自治体の事務は国の枠の中に組み込まれ、自治体は補助金によつてコントロールされていることを物語つてゐるのであります。

現在の地方財政の運営の実態は、この補助金を中心として行われているため、地方税並びに交付税は、地方自治体の一般財源であるとされているにもかかわらず、補助金の裏負担に充てられており、地方団体独自の計画に基づく事業に充当する額はきわめて少ない実情であります。これでは三割自治どころか一割自治にも満たない状態であります。

また、現行の補助金主体の全国画一的行政は、地方自治体においては必然的に補助金のつく事業を優先するようになり、ますます中央依存の姿勢を強めています。一方、地方の時代と言われる今日、地域的特性を生かした郷土づくり、地域に根差した伝統文化を育成しようとする動きが国民の中に芽生えつつあります。

こうしたときに、財政、行政面だけが従来と変わらない中央集権体制をとり続けていることは、余りにも時代の流れを無視したものと言わざるを得ません。そこで、現在の補助金制度を抜本的に整理合理化して、補助金を削り、自主財源である地方税の拡大を図るべきであると考えるものであります。

総理にお伺いしますが、総理の持論である田園都市構想及び地方分権の立場から、現行の補助金制度の抜本的見直しについての決意と、具体的なプログラムを明らかにしていただきたいのであります。また、現行の三〇%台の自主財源の拡大に

ついてどのような考え方をお持ちなのか、あわせてお伺いいたします。

さらに、自主財源の拡大は、当然事務事業の見直しがその前提となるべからないと考えるものであります。

昨年、地方制度調査会の今後の地方行政制度のあり方についての答申がなされておりますが、その後すでに約半年を経過しようとしておりますが、何ら具体的取り組みがなされておりません。総理は、この答申の実現のめどをこの場で国民の前に明らかにしていただきたいのであります。

次に、住民税についてお伺いいたします。住民税の課税最低限は、今回基礎控除など諸控除の引き上げで、夫婦子供二人の給与所得者の場合百五十八万四千円に改正されようとしておりまます。しかし、一級地における標準世帯の生活保護費は、五十四年度の百五十万五千円から、五十五年度は百六十二万円となると予想されることから見ても、政府案の課税最低限は余りにも低いものと言わざるを得ません。住民の負担軽減を図るために、課税最低限を百六十二万円以上にするべきであると考えますが、御見解をお伺いしたいのであります。(拍手)

また、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額は、それぞれ二万円引き上げて二十一万円としており、特別障害者控除、老人扶養控除も、同じく二万円ずつ引き上げて二十三万円としております。障害者、寡婦等は、今日の社会において社会的弱者であり、税制面からも特別な福祉的配慮を払うのが当然であります。それにもかかわらず、今回の改正は、基礎控除等の三控除の引き上げに伴う調整的引き上げにとどまっております。したがつて、こうした方々に対する税負担のあり方については、社会福祉的観点に立て、これら諸控除の引き上げはもちろん、根本的に検討すべきときに來ているのではないかと考えるものであります。(拍手)

次に、電気税についてお伺いいたします。

この四月から電気・電力料金を平均六四・四%引き上げる申請が出されております。このような大幅な電気料の引き上げは、国民生活に重大な影響を及ぼすもので、もちろん賛意をあらわすわけにはまいりません。もし電気料金が引き上げられ

方に、方自治体の選択に任せると考えますが、この点についての御見解もあわせてお伺いいたします。

最後に、土地税制についてお伺いいたします。

政府は、五十五年度税制改正におきまして、宅地供給促進という視点から、個人の長期譲渡所得課税をさらに軽減する措置を講じようとしておりますが、しかし、今日のような地価の高騰含みのときに、しかも时限をつけないこのような措置を講じてみても宅地供給の促進効果は期待できません。将来大幅な値上がりが予想される土地を対象に長期譲渡所得課税を軽減することは、その資産としての有利さを一層大きくすることになり、土地所有者はますます土地を手放そうとはしないことになるとともに、不公平税制を助長することになります。しかしながら、この際、住宅事情の厳しい三大都市圏においては、宅地供給を促進するために、市街化区域内農地に対して選択的宅地並み課税制度の導入の検討を考えているかどうか、お尋ねをいたします。

また、このような租税特別措置等による地方税の減免と地方税自体の減免措置は、地方自治の本旨に立ち返って考えたとき、地方の課税自主権を制約する結果となつておきます。地方税の減免措置は、国の法律で決めるではなく、各地方自治体が実情に応じて、みずから政策遂行のために自主的に行うべきであると考えますが、政府の御見解をお伺いしたいのであります。

この考え方の基本は、農業経営を続けたい農家には一定期間、たとえば二十年間くらい宅地転用を禁止するかわりに宅地並み課税を行わない、しかし、宅地転用の自由を認めてほしい農家には農地の宅地並み課税を実施するというものであつて、農家はこの二つのどちらかを自由に選択することができます。政府の御見解をお伺いしたいのであります。

以上で私の質問を終わりますが、政府の率直かつ明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

○内閣総理大臣(大平正芳君登壇) 吉井さんの最初の御質問は、地方税収確保の見地からも、また物価安定の見地からも景気の持続的な回復が必要であると思うが、その見通しはどうかという御質問でござります。

九三

さいました。  
最近のわが国の経済でございますが、着実な拡大を続けておりまして、五十四年度の実質経済の成長率は六%程度と、おおむね政府の当初の見通しとおりになるものと見込んでおります。来年年度

おきましては、厳しい国際環境でございまして、景気の拡大テンポはやや緩慢なものになるうえかと思いますけれども、民間の最終消費支出や企業設備投資が底がたいものがございますので、自律的拡大基調は政府の政策に誤りなければ維持できるものと思つておりますて、四・八%程度の実質成長率を確保し得るものと見ておるわけでござります。

それから第二に、補助金制度の抜本的な見直し

についての御質問でございました。  
補助金につきましては、ことしは例年ない厳しい見直しを行ったわけでございますが、その中におきまして、地方公共団体の自主性の尊重、資金の効率的使用の見地から、補助金の統合、廃止、メニュー化等に努めてまいっておりますが、今後も一層精力的にこの補助金制度の見直しには努力しなければならぬと考えております。  
それから第三の問題は、地方自生元の法改正についての御質問でございました。

ついてのお尋ねでございました。地方財政は、すでに五十年度以来、毎年度一般財源に大幅な不足を生じておりますことは御指摘のとおりでございます。地方財政がこのような財源不足の状態から脱却いたしまして、その健全性を回復し、しかも、新しい経済社会情勢に即応いたしまして、地方の自主性と自律性を生かしていくためには、仰せのようく地方税、地方交付税等の自主財源の充実を図ることが必要であると私も考えております。今後、税制調査会、地方制度調査会等の御意見を承りながら、その具体化に努めまいりたいと考えております。

第四の問題は、租税特別措置による地方税への影響を遮断せよ」ということでござります。

昭和五十五年一月二十一日 衆議院会議録第八号

### に対する吉井光照君の質疑

二八四

におきましても、これができるだけ回避すべきであるとされておりることは御承知のとおりであります。ただ、国の租税特別措置の中には、地方税においても同様の軽減を行うことが適当なものもございまするし、また、国の租税特別措置を用いて地方税で回避することが課税技術上困難なもの

御質疑にありました扶養基準の引き上げ等の問題ござりますし、また同時に、低所得者層の負担軽減ということも配慮をいたしまして、課税年限を今回百五十八万四千円に引き上げたい、こういう御提案をいたしているわけでござります。六十二万円にしないと、都市等において扶養基

うか、かようて考えておるわけでござります。  
税率につきましては、地方財政の状況、税負担の実情等にかんがみて、これ以上引き下げるという状況にはない、私はかようて考えておるわけでござります。

もありますことは、吉井さんも御承知のとおりでございます。これらの地方税への影響をすべて遮断するわけにはまいりませんけれども、明年度の税制改正に当たりましては、最近における国、地方の厳しい財政状況等にかんがみまして、国税、地方税を通じて租税特別措置等の見直しを行いまして、政策の必要性等を勘案しながら、できるだけ整理合理化に努めてまいるつもりであります。

との逆転が起きるではないか、こういう御質問ございましたが、その点は、御案内のように住税は前年度課税でございますので、御理解を賜りたいと思います。

市街化区域の農地に対する固定資産税の課税の適正化措置につきましては、当面は、昭和五十六年度までは現行制度を維持することとして、五十七年度以降の取り扱いにつきましては、昨年末の税制調査会の答申等を踏まえまして、今後十分検討してまいりたいと思います。

年度についていたむかし か ように私たちは考え  
おるわけでござります。  
それから第二番目は、障害者、老人等特別控除  
を引き上げて、社会福祉の観点から根本的な税  
相のあり方を検討したらどうだという御質疑で  
ございますが、今回の改正案では、老人扶養控除  
あるいは障害者控除、特別障害者控除、老年者  
控除、寡婦控除、勤労学生控除、これらすべて控  
除額を引き上げて、私どもとしましては、障害者

吉井さんのおこしやる選択的な宅地並み課税制度につきましては、御指摘の御意見伺いました。今後政府におきましても十分検討させていただきたいと思います。(拍手)

いは老人等の社会的な弱者に対する住民税の配慮については、地方財政の現状から見てきる限りの措置はいたしたい、かようなことで審議をお願いしておるような次第でございますので、御理解を賜りたいと思います。

お答えをいたしたいと思ひます。  
第一は、住民税の課税最低限を百六十二万円まで引き上げるようにならうだ、こういうことでございますが、御案内のように、地方財政の状況はまさに厳しゅうござります。私は、一般的に、五十五年度は減税をすべきといひますが、でござる年ではない、かよう考へておるのでござりますが、しかし、住民税につきましては、やはり

免税点を引き上げたらどうだ、あるいは税率を引き下げるはどうだ、こういう御質疑でございまが、この問題は、電気料金そのものがいつどうまたどの程度引き上げられるのか、まだ未確定段階でございますので、確定的なお答えはできませんけれども、私は、この電気料金引き上げの況をにらみ合わせながら、免税点についても所の見直しを検討しなければならないのですなか

分慎重に対処すべきであるという御答申が一方にあるわけでございます。他方、地方交付税制度を通じまして行う財源調整の仕組み、これとの関係もあるわけでございます。そこで、当該市町村の条例によつて現行の課税団体以外の市町村も事業所税を課税することができるということは、必ずしも、私は、当該市町村にとって果たして得策かどうか疑問に感じます。同時にまた、基本的にこ

## 官報(号外)

の税制はやはり大都市税制である、こういうようなことでござりまするので、私どもといたしましては、御質疑のような考え方をいま持つておらないということを御理解を賜りたいと思ひます。なお、總理に対する御質疑でございましたが、答弁漏れがあったようでござりますので私からお答えいたしましたが、地方制度調査会答申の実現のめどを明らかにせよ、こういうことでございました。

御案内のように、地方制度調査会の答申は中長期にわたるものでござりますから、いついつまでと言ふわけにもいかぬ面が多くございます。しかし、早急にやらなければならぬものもありますので、順を追つてやつまいりたい、かよう考えますが、いま政府は行政改革に取り組んでおりますし、その中で、とりあえず、地方事務官の制度の問題であるとか、あるいは県単位の国の出先機関、これらを地方の自治体の仕事との関連の中で解決策を講じたい、その時期は六月三十日まである、かよう行政府として決めておりますが、それ以外の事項につきましても、地方の行財政制度改革について、制度調査会の御意見を踏まえて順次取り組んでまいりたい、かよう考えておるわけでござります。(拍手)

〔國務大臣佐々木義武君登壇〕

○國務大臣(佐々木義武君) 私に対する御質問は、電気料金の値上げ申請に対して通産省はどういう対処方針で臨むか、また見通しかんという御質問でございました。

通産省といたしましては、電気料金の値上げについて、お詫のございましたように物価、国民生活の影響について十分考慮するということはもちろんでござりますけれども、同時に、電力の安定供給という観点もございまして、あくまでも経営の徹底した合理化を前提とした原価主義の原則に立ちまして、厳正かつ慎重に対処してまいりたいと考えております。

なお、値上げ率につきましては、原価主義の原

のことでござりまするので、私どもといたしましては、御質疑のような考え方をいま持つておらないということを御理解を賜りたいと思ひます。なお、總理に対する御質疑でございましたが、答弁漏れがあったようでござりますので私からお答えいたしましたが、地方制度調査会答申の実現のめどを明らかにせよ、こういうことでございました。

○議長(選尾弘吉君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十七分散会

○議長(選尾弘吉君) これにて質疑は終了いたしました。

則に立つて、原価の諸要素を積み上げて決定されるのでございますが、現在各要素につきまして厳正かつ慎重に審査しておるところでございますので、値上げ率の予想を申し上げる段階にはまだ至つておりません。(拍手)

出席國務大臣	内閣總理大臣 大平 正芳君 大蔵大臣 竹下 登君 通商產業大臣 佐々木義武君 自治大臣 後藤田正晴君 國務大臣 宇野 宗佑君	建設委員 辞任 上草 義輝君 江崎 真澄君 瀧谷 直藏君 阿部 助哉君	運輸委員 辞任 三枝 三郎君 河崎 真澄君 江崎 真澄君 三枝 三郎君	出席政府委員	内閣總理大臣 大平 正芳君 大蔵大臣 竹下 登君 通商產業大臣 佐々木義武君 自治大臣 後藤田正晴君 國務大臣 宇野 宗佑君	文教委員 辭任 狩野 明男君 船田 元君 河本 敏夫君 狩野 明男君 船田 正君	山下 德夫君 河本 敏夫君 山下 德夫君 河本 敏夫君 山下 德夫君
予算委員	荒松清十郎君 江崎 真澄君 倉成 正君 瀧谷 直藏君 阿部 助哉君	辯任 上草 義輝君 江崎 真澄君 瀧谷 直藏君 阿部 助哉君	補欠 江崎 真澄君 三枝 三郎君	決算委員 辯任 小里 貞利君 福家 傑一君 藤尾 正行君 矢野 駒也君	辯任 小里 貞利君 北口 博君 高橋 辰夫君 竹内 猛君	辯任 福家 傑一君 藤尾 正行君 矢野 駒也君 羽田 孝君	辯任 福家 傑一君 藤尾 正行君 矢野 駒也君 羽田 孝君
議院運営委員	荒松清十郎君 江崎 真澄君 倉成 正君 瀧谷 直藏君 阿部 助哉君	辯任 近藤 元次君 伊平君 小里 貞利君 山下 德夫君 伊平君	辯任 上草 義輝君 江崎 真澄君 瀧谷 直藏君 阿部 助哉君	辯任 小里 貞利君 北口 博君 高橋 辰夫君 竹内 猛君	辯任 福家 傑一君 藤尾 正行君 矢野 駒也君 羽田 孝君	辯任 福家 傑一君 藤尾 正行君 矢野 駒也君 羽田 孝君	辯任 福家 傑一君 藤尾 正行君 矢野 駒也君 羽田 孝君
人事 理事 河村 勝君 (理事河村勝君去る十四 日委員辞任につきその補欠)	四日委員辞任につきその補欠	理事 石川 要三君 (理事石川要三君去る十 一、去る十九日、議長において、次のとおり常任 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	辯任 近藤 元次君 伊平君 小里 貞利君 山下 德夫君 伊平君	辯任 北口 博君 高橋 辰夫君 加藤 万吉君 竹内 猛君	辯任 福家 傑一君 藤尾 正行君 矢野 駒也君 羽田 孝君	辯任 福家 傑一君 藤尾 正行君 矢野 駒也君 羽田 孝君	辯任 福家 傑一君 藤尾 正行君 矢野 駒也君 羽田 孝君
内閣委員 辯任 河本 敏夫君 補欠 山下 德夫君	(常任委員辞任及び補欠選任) 理事 河村 勝君 (理事河村勝君去る十四 日委員辞任につきその補欠)	辯任 元次君 近藤 越智 小里 貞利君 元次君	辯任 江崎 真澄君 荒松清十郎君	辯任 北口 博君 高橋 辰夫君 加藤 万吉君 竹内 猛君	辯任 福家 傑一君 藤尾 正行君 矢野 駒也君 羽田 孝君	辯任 福家 傑一君 藤尾 正行君 矢野 駒也君 羽田 孝君	辯任 福家 傑一君 藤尾 正行君 矢野 駒也君 羽田 孝君
一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	辯任 江崎 真澄君 荒松清十郎君	辯任 北口 博君 高橋 辰夫君 加藤 万吉君 竹内 猛君	辯任 福家 傑一君 藤尾 正行君 矢野 駒也君 羽田 孝君	辯任 福家 傑一君 藤尾 正行君 矢野 駒也君 羽田 孝君	辯任 福家 傑一君 藤尾 正行君 矢野 駒也君 羽田 孝君

官 報 (号 外)

田名部匡省君 始関 伊平君  
市川 雄一君 矢野 紹也君  
米沢 隆君 磯田 正勝君

農林水産省設置法の一部を改正する法律案  
農業者年金基金法の一部を改正する法律案  
一、昨二十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。  
日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案

(議案送付)  
一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は  
次のとおりである。  
地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改  
正する法律案

理事 上坂 昇君（理事日野市朗君）昨日二十日理事辞任につきその補欠（特別委員辞任及び補欠選任）一、昨二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
公害対策並びに環境保全特別委員

(議案付託)  
一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
農林水産省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四五号）　内閣委員会　付託  
犯罪被害者等給付金支給法案（内閣提出第一八二号）

（調査要求承認）  
一、○調査要求承認　社会労働委員長から提出し  
た次の国政調査承認要求に対し、議長は今十九  
日これを承認した。

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案  
（内閣提出第四号）

地方行政委員会 付託  
地震保険に関する法律の一部を改正する法律案  
（内閣提出第二号）

- 一、調査する事項
- 二、厚生関係の基本施策に関する事項
- 三、労働関係の基本施策に関する事項
- 四、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案  
中小企業事業団法案  
石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案  
戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律案  
る法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三号) 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組

四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策  
祉及び人口問題に関する事項  
に關する事項

案 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律  
の一部を改正する法律案  
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案  
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

部等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

三、調査の方法  
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取  
及び資料の要求等

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)  
農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)  
以上二件 社会労働委員会 付託  
農林水産委員会 付託

四　調査の其間  
　　本会期中

監に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案  
昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第三三号)  
中小企業事業団法案(内閣提出第三四号)  
以上二件 商工委員会 付託

衆議院議長　社會労働委員長　葉梨信行  
灘尾弘吉殿



第十一条の四第四項中「法務総合研究所の」の下に「位置及び」を加え、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第十二条第四項中「矯正研修所の」の下に「位置及び」を加え、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第十三条第一項中「別表二」を「別表一」として「通り」を「とおり」に改める。

第十三条の二第三項及び第四項を次のように改める。

法務局の名称、位置及び管轄区域は、別表二のとおりとする。ただし、前項の規定による事務以外の事務の管轄区域については、地方法務局の管轄する区域を除く。

法務局の内部組織並びに地方法務局の名稱、位置及び管轄区域は、政令で定める。

第十三条の二第六項に後段として次のように加える。

この場合においては、前二項の規定にかかる

わらず、法務省令で、法務局又は地方法務局の管轄区域をその一部に限ることができる。

第十三条の二第七項中「支局」を「地方法務局の内部組織並びに法務局又は地方法務局の支局」に改め、「これを」を削り、同条第八項中「第六項」を「第五項」に、「外」を「ほか」に、「属せしめられた事務を掌る」を「属するものとされた事務をつかさどる」に改め、同条第五項を削る。

第十三条の三第一項中「監獄を置く」をして刑務所、少年刑務所及び拘置所を置く」に改め、同条第三項中「分監」を「刑務所」少年刑務所又は拘置所の支所」に改め、同条第四項中「監獄の内部組織並びに分監」を「刑務所、少

年法務所及び拘置所並びに支所」に改め、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第十三条の四第一項中「ついては」の下に「この条において定めるもののほか」を加え、「ところにより、その名称及び位置は、別表五の通りとする」を「ところによる」に改め、同条第三項中の内部組織及び「これを」を削る。

第十三条の五第四項中の内部組織並びに「及び」に改め、同条第二項を削る。

第十三条の六第一項中「別表七の通り」を「別表三のとおり」に改め、同条第三項中「所掌事務の範囲及び」を削り、「法務省令でこれを」を「政令で」に改める。

第十三条の九第二項中「別表八の通り」を「別表四のとおり」に改め、同条第五項中「別表九の通りとする」を「政令で定める」に改める。

第十三条の十第三項中「入国者収容所の」の下に「名称、位置及び」を加え、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第十三条の十一第二項中「別表十一の通り」とし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表十二の通りとする」を「別表五のとおりとする」に改め、同条第三項を削り、同条に次の三項を加える。

人國管理事務所に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

前項に定めるもののほか、入国管理事務所の内部組織は、法務省令で定める。

第十二条第一項を次のように改める。

第十二条第一項を削り、同条第三項中「公安調査所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十二条第一項を次のように改める。

第十二条第一項を削り、同条第三項中「公安調査所の」の下に「位置及び管轄区域は、

別表のとおりとする。ただし、第三項の規定による事務以外の事務の管轄区域について

は、地方公安調査局の管轄する区域を除く。

別表一(第十三条の二関係)

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京法務局	東京都	東京都 群馬県 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 新潟県 栃木県
大阪法務局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山县
名古屋法務局	名古屋市	愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山县
広島法務局	広島市	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
福岡法務局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県 沖縄県
仙台法務局	仙台市	宮城县 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県
札幌法務局	札幌市	北海道
高松法務局	高松市	香川県 徳島県 高知県 愛媛県

第十二条第二項中「別表第一上欄に記載する」を削り、「それぞれ同表下欄に記載する」を「その管轄区域内の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地方公安調査局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

第十三条を次のように改める。

2 地方公安調査局の内部組織は、政令で定める。

第十三条 公安調査局の内部組織は、政令で定める。

第十三条 公安調査局の内部組織は、政令で定める。

第十三条 公安調査局の内部組織は、政令で定める。

第十三条 公安調査局の内部組織は、政令で定める。

第十三条 公安調査局の内部組織は、政令で定める。

第十三条 公安調査局の内部組織は、政令で定める。

別表(第十二条関係)

名 称	位 置	管 轄 区 域
関 東 公 安 調 査 局	東 京 都	東京都 群馬県 神奈川県 山梨県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県
近畿 公 安 調 査 局	大 阪 市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山县
中 部 公 安 調 査 局	名 古 屋 市	愛知県 三重県 静岡県 岐阜県 福井県 富山县
中 国 公 安 調 査 局	広 島 市	広島県 宮崎県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県
九 州 公 安 調 査 局	福 岡 市	福岡県 沖縄県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
東 北 公 安 調 査 局	仙 台 市	宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県
北 海 道 公 安 調 査 局	札 幌 市	北海道
四 国 公 安 調 査 局	高 松 市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県

(地方自治法の一部改正)

第十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

「第百五十六条第七項中「憲政機関」の下に「入国管理事務所の出張所」を加える。」

### 第三章 外務省関係

(外務省設置法の一部改正)

第十三条 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

「第十五条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「除く外」を「除くほか」に改め、「に限る」の下に「位置、内部組織その他」を加え、同項を同条第四項とする。」

第四章 大蔵省関係

(大蔵省設置法の一部改正)  
第十三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

「第十五条第四項を削り、同条第五項中「左の」を「次の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第五項を同条第五項とし、同条第七項中「東京」を「次の一」に改め、同項を同条第五項とする。」

名 称

位 置

管 轄 区 域

「組織」を「位置及び内部組織」に改め、同項を同条第二項とする。

「第十六条の五第二項を削り、同条第三項中「国立組織」を「位置及び内部組織」に改め、同項を同条第二項とする。」

「第二十二条第三項中「財務部及び」を「財務部の内部組織並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。」

「第三 財務部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。」

「第二十一条第二項を削り、同条第三項中「緯度観測所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第二十二条第三項中「統計數理研究所の」を「統計數理研究所及び附属統計技術員養成所の位置及び」に改める。」

「第二十五条の見出しを「内部組織」に改め、同条第一項を次のように改める。」

「税関の内部組織は、政令で定める。」

「第二十五条第二項を削り、第三項を第二項とする。」

「第三十九条の二第三項を削り、同条第四項中「醸造試験所」の下に「位置、」を加え、「組織」を「内部組織」に改め、同項を同条第三項とする。」

「第四十条第四項中「組織」を「内部組織」に改め、同条第一項を次のように改める。」

「第四十四条の見出しを「内部組織」に改め、同条第一項を次のように改める。」

「国税局の内部組織は、政令で定める。」

「第四十四条第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。」

「第五章 文部省関係

(文部省設置法の一部改正)  
第十四条 文部省設置法(昭和二十四年法律第一百四十六号)の一部を次のように改正する。

「第十八条第二項中「国立教育研究所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第十九条第三項を削り、同条第四項中「内閣」を「及び」に改め、同項を同条第三項とする。」

「第十六条の四第二項を削り、同条第三項中「組織」を「内部組織」に改める。」

「第十六条の四第二項を削り、同条第三項中「組織」を「内部組織」に改める。」

「第十五条第三項を削り、同条第四項中「内閣」を「及び」に改め、同項を同条第三項とする。」

「第十五条 第二項を削り、同条第三項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。」

「第二項とし、同条第四項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。」

三項とする。

「第二十条第二項を削り、同条第三項中「国立社会教育修習所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第二十二条第三項を削り、同条第三項中「統計數理研究所及び附属統計技術員養成所の位置及び」に改める。」

「第二十四条の二第三項を削り、同条第四項中「国立オリンピック記念青少年総合センター」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。」

「第二十五条の二第三項を削り、同条第三項中「国立近代美術館」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第二十七条第二項を削り、同条第三項中「国立西洋美術館」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第二十九条の二第二項を削り、同条第三項中「国立国際美術館」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第三十九条の二第二項を削り、同条第三項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第四十一条第二項を削り、同条第三項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第三十九条の二第二項を削り、同条第三項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第四十二条第二項を削り、同条第三項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第四十三条第二項を削り、同条第三項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第四十四条第二項を削り、同条第三項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第四十五条第二項を削り、同条第三項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第四十六条第二項を削り、同条第三項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第四十七条第二項を削り、同条第三項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第四十八条第二項を削り、同条第三項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第四十九条第二項を削り、同条第三項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第五十条第二項を削り、同条第三項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第五十一条第二項を削り、同条第三項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第五十二条第二項を削り、同条第三項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第五十三条第二項を削り、同条第三項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第五十四条第二項を削り、同条第三項中「支所」の下に「名稱、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」





昭和五十五年一月二十一日 衆議院会議録第八号

附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案及び同報告書

3 通商産業大臣は、試験研究所の業務を分掌させるため、所要の地に試験研究所の支所又は出張所を設置することができる。

第八条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(位置及び内部部局等の組織等)  
第八条 工業技術院の位置及び内部部局の組織の細目並びに試験研究所の位置及び内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

(計量法の一部改正)  
第二十二条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第一百一十四条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前一項」に改め、同項を同条第三項とする。

(第九章 運輸省関係)

(運輸省設置法の一部改正)

第二十三条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

百五十七条(位置及び内部組織) 目次中「第五十五条の六」を「第五十五条の五」に、「第五十五条の七・第五十五条の八」を「第五十五条の六・第五十五条の八」に改める。

第三十条第三項及び第四項を次のように改める。

3 船舶技術研究所に、その所掌事務の一部を分掌させるため、支所を置く。

4 船舶技術研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

第三十条の二第三項を削り、同条第四項中「電子航法研究所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第三十二条第三項を削り、同条第四項中「港湾技術研究所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第三十二条第三項を削り、同条第四項中「交通安全公害研究所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

同項を同条第三項とする。

第三十四条第二項を削り、同条第三項中「海技学校」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十六条第二項を削り、同条第三項中「航海訓練所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十七条第二項を削り、同条第三項中「海員学校」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十七条の二第二項を削り、同条第三項中「航空大学校」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十七条の三第二項を削り、同条第三項中「運輸研修所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十七条の四第二項を削り、同条第三項中「航空保安大学校」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十七条の四第二項を削り、同条第三項中「同項を同条第二項とする。

第四十二条を次のように改める。

(内部組織)

第四十二条 海運局の内部組織は、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

第五十九条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「気象研究所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第七十条第二項を削り、同条第三項中「気象衛星センター」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十一条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「高層気象台」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第七十二条第二項を削り、同条第三項中「地震観測所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十三条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「地磁気観測所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第七十四条第二項を削り、同条第三項中「気象学校」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十五条第二項を削り、同条第三項を分掌させるため必要がある場合は、電波研究所の支所を設けることができる。

第十七條の二に次の二項を加える。

2 郵政大臣は、電波研究所の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、電波研究所の支所を設けることができる。

第十八條中「附屬機関」の下に「及び前条第二項の支所」を加える。

(内部組織)

第五十五条の四を次のように改める。

第五十三条 陸運局の内部組織は、政令で定める。

第五十五条の四を次のように改める。

(内部組織)

第五十五条の四を次のように改める。

第五十五条の四を次のように改める。

第五十五条の五を削り、第五十五条の六を第

五十五条の五とする。

第二章第四節第五款中第五十五条の七を第五十五条の大とし、第五十五条の八の見出しを同条第二項とする。

第五十五条の八、第五十五条の九の見出しを同条第二項とする。

第五十五条の八を削り、同条第三項中「航空員学校」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第五十五条の八を削り、同条第三項中「航空大学校」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第五十五条の八を削り、同条第三項中「航空保安大学校」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第五十五条の八を削り、同条第三項中「同項を同条第二項とする。

五項の次に次の二項を加える。

6 地方気象台の管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織並びに測候所の出張所の名稱、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

7 地方気象台の管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織並びに測候所の出張所の名稱、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、地方気象台又は測候所の出張所の名稱、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

(海上保安庁法の一部改正)

第二十四条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条(二)管区海上保安本部の内部組織は、政令で定める。

第二十二条の二(二)を次のように改める。

第十二条の二第二項を削り、同条第三項中「産業医学総合研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同項を同条第一項とする。

第十二条の三第二項を削り、同条第三項中「労働研修所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十七条の二第一項中「は、当該都道府県の名を冠する」を「位置及び管轄区域は、政令で定める」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

## 第十二章 建設省関係

(建設省設置法の一部改正)

第二十七条 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三号)の一部を次のようにより改正する。

第四条第三項中「第一号の三まで」の下に「及び第二号の二」を加える。

第七条第一項中「同条第一号の二に規定する事務のうち測量業者の登録に関するもの」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第九条の二第二項及び第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(位置 内部組織及び支所等)

第九条の三 第六条に掲げる附属機関の位置及び内部組織は、建設省令で定める。

2 建設大臣は、前項の附属機関(建築研究所を除く)の事務を分掌させるため、所要の地範囲及び内部組織は、建設省令で定める。

第十四条を次のように改める。

(内部組織)  
第十四条 地方建設局の内部組織は、政令で定める。

第十五条中「及び所掌事務の範囲」を「所掌事務の範囲及び内部組織」に改める。

第十五条の三第一項を削り、同条第二項中「建設本部の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「及び所掌事務の範囲」を「所掌事務の範囲及び内部組織」に改め、同項を同条第二項とする。

## 第十三章 自治省関係

(自治大学校設置法の一部改正)

第二十八条 自治大学校設置法(昭和二十八年法律第九十九号)の一部を次のようにより改正する。

(位置)

第五条 自治大学校の位置は、自治省令で定める。

(施行期日)  
附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のようにより改正する。

3 第一条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「第五十五条の六」を「第五十五条の五」に改める。

理由

行政の効率化に資する等のため、附屬機関、地方支分部局等の設置等に関する規制の内容を改めるとともに、関係規定の整理等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案(内閣提出 第九十回国会閣法第四号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
本案は、昭和五十四年一月十六日に政府の決定した行政簡素化方針に基づき、行政組織に関する規制の形式を整序し、あわせて、行政需要

の変化に即応した機構の合理的再編成の基盤を整備する等のため、各省庁設置法等における附屬機関、地方支分部局等の設置等に関する規制の内容を改めようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 各省庁設置法等について次の改正を行うこと。

(1) 地方支分部局のうち、府県単位機関以下の機関については、各段階の機関の総称は法律で定め、個別の名称、位置、管轄区域及び内部組織は政令又は府・省令で定める

よう統一すること。

(2) 地方支分部局のうち、ブロック機関に置かれる次長及び部の設置は、政令で定める

よう統一すること。

(3) 附屬機関等のうち、同一類型に属する機関が複数設置されているものについては、機関の総称は法律で、個別の名称、位置、内部組織等は府・省令で定めるよう統一す

し、これら以外の附屬機関等については、位置は府・省令で定めるよう統一すること。

2 各省庁設置法等の改正に伴い、これに連

する諸法律について所要の改正を行うこと。

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

なお、この法律は、公布の日から起算して三

月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、行政の効率化に資する等のため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十五年二月十九日

衆議院議長 濵尾 弘吉殿

昭和五十五年二月二十一日 衆議院会議録第八号

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

(定価一〇円)  
発行所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大藏省印刷局  
電話 東京三三三一(大代) 〒107